



事務局職員学会退職年金規程

平成 28 年 3 月 22 日 第 7 回理事会承認

本規程は、日本原子力学会事務局職員に対する退職年金補助支給について定めるものである。

(退職年金)

第 1 条 退職年金は事務局職員退職金規程（2003）により定める職員退職金とは別に職員の退職時補助を目的として定めるものである。

- 2 退職年金は、本学会が加入資格を有する事務局職員について独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下、「機構・中退共」という）との間に退職金共済契約を締結することによっておこなうものとする。

(加入資格)

第 2 条 本規程は、事務局職員および再雇用嘱託職員に適用する。

- 2 年金加入は前記職員で、本採用となった月に資格を得るものとし、その月から積立を開始するものとし、本会が加入資格を得た職員について「機構・中退共」と退職金共済契約を締結する。

(積立)

第 3 条 日本原子力学会事務局職員に対する退職年金は学会の積立によるものとする。

- 2 年金の積立は事務局職員就業規則（規程）（2002）による採用者に対して、採用年齢別に別表 1 に示す年金資金を毎月分割により積み立てるものとする。
- 3 別表 2 に 23 歳で採用した場合の退職年金積立基準ケースを示す。基準ケースを参考に、総務課長が 60 歳定年までに別表 1 の学会補助積立金になるように毎月の積立額を設定し、事務局長の承認を得るものとする。ただし、学会積立金は一人月あたり最大 2 万円を限度とする。なお、本制度の変更時、職員への適用遅れ等により、前記一人あたりの限度額である月 2 万円では、定年までの積立が著しく遅れる場合、総務財務委員会の認可を得て月 2 万円の積立制限を越えることができるものとする。
- 4 学会は、毎月の積立額を第 2 条に示す加入資格時期から学会補助として積み立てるものとする。
- 5 52 歳以降の採用者は、毎月の上限額を積み立てても、60 歳定年までに別表-1 に示す積立累計額に達しないため、再雇用嘱託として採用される場合、別表-1 に示す積立累計額に達するまで補助を継続できるものとする。ただし、再契約雇用が途中で終了した場合は本学会補助を打ち切り、第 7 条により一時金を支給する。
- 6 上記積立規則に対して、規定改定のために上記記載を逸脱するケースが出た場合は、総務課長と事務局長がケースを検討し、総務、財務理事の審査、総務財務委員会の認可を受けて特

別のケースとして処理できるものとする。

(学会年金積立)

第4条 削除

(年金補助支給)

第5条 学会積立の退職年金の支給は以下とする。

- (1) 「機構・中退共」の契約に定めのある事項は、「機構・中退共」の契約に基づく。
- (2) 職員が懲戒解雇に該当する場合は学会と「機構・中退共」との契約に基づき調整をおこなう。
- (3) 積立開始後、「機構・中退共」の利率が変動し、個々の職員の年金（一時金）額の変動により、積立開始時の積立計画との間に差異が生じた場合にも、学会はその変動分は補償しない。

(経過措置)

第6条 平成19年9月19日の本制度発足までの「日本工学会年金制度加入職員」および平成20年9月25日までの「日本工学会年金制度加入資格職員」のうち、積立が工学会年金都合によりできなかった職員の積立額相当金は以下の処理とする。

- (1) 平成19年9月19日の本内規制定までの「日本工学会年金制度加入職員」 日本工学会年金制度の契約に従い契約職員に学会契約分、個人契約分を契約解除が出来次第、該当職員に支払う。また、今後の学会積立金積算額は、上記契約解除までの積立積算額を今後の学会補助積立金から差し引いて「機構・中退共」制度への積立計画を立てるものとする。
- (2) 平成20年9月25日までの「日本工学会年金制度加入資格職員」のうち、積立が工学会年金都合によりできなかった職員 平成19年10月から平成20年9月まで、日本工学会年金制度に加入を想定し、その積立額を、今後の「機構・中退共」制度への積立額に補正（減額）する。下記のa)あるいはb)について本人の選択とする。
 - a) 日本工学会年金制度への加入を想定し、その積立額を平成20年10月に支払う。ただし、その支払い額を今後の「機構・中退共」制度への積立額から補正（減額）する。
 - b) 日本工学会へ積立はなかったため、その減額はなしとし、平成20年9月の規定改定後に定年までの「機構・中退共」制度への積立額を新たに計画する。

(定年前退職)

第7条 学会積立分学会退職年金を学会と「機構・中退共」との契約に基づき一時金として支払う。

(改定)

第8条 本規程の改定は、総務財務委員会が起案し、理事会が決定するものとする。

- 1 平成 19 年 9 月 12 日 第 19・2 回総務財務委員会起案，平成 19 年 9 月 19 日 第 490 回理事会制定，同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成 20 年 9 月 25 日 第 497 回理事会承認
 - ② 内規を規程に変更 平成 28 年 3 月 17 日 第 9 回総務財務委員会起案，平成 28 年 3 月 22 日 第 7 回理事会承認

附則

- 1 平成 28 年 3 月 22 日改定の規程は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

「機構・中退共」との契約前の「日本工学会年金制度」への加入契約は「機構・中退共」との契約前に契約を終了するものとする。その際，契約者の積立金は第 5 条に基づき「日本工学会年金制度」に従い契約者に支払うものとする。

別表-1

学会年金補助積立 採用年齢別積立累計額（採用月により年度内調整を比例計算で実施する）

採用年齢（満）	積立累計額（千円）
22 以前	3,500
23～29	3,500
30	3,480
31	3,460
32	3,440
33	3,420
34	3,400
35	3,350
36	3,320
37	3,280
38	3,220
39	3,180
40	3,130
41	3,090
42	3,030
43	2,970
44	2,900
45	2,800
46	2,710
47	2,610
48	2,500
49	2,400
50	2,250
51	2,110
52	1,960
53	1,820
54	1,650
55	1,440
56	1,200
57	960
58	720
59	480
60 以降	0

別表-2

学会年金補助積立基準ケース（23 歳採用の場合）

（定年を 60 歳とし，定年までに 350 万円積み立てる）

年齢	就労年数 （～年 目）	加入年数 （満）	月積立額（単位：千円）		
			学会目標額	中退共補助分	学会積立額
23	1	0	5	0	5
24	2	1	5	0	5
25	3	2	5	0	5
26	4	3	5	0	5
27	5	4	5	0	5
28	6	5	5	0	5
29	7	6	5	0	5
30	8	7	5	0	5
31	9	8	5	0	5
32	10	9	5	0	5
33	11	10	5	0	5
34	12	11	5	0	5
35	13	12	5	0	5
36	14	13	5	0	5
37	15	14	5	0	5
38	16	15	5	0	5
39	17	16	5	0	5
40	18	17	6	0.3333	5.67
41	19	18	6	0	6
42	20	19	6	0	6
43	21	20	6	0	6
44	22	21	6	0	6
45	23	22	8	0.6667	7.33
46	24	23	8	0	8
47	25	24	8	0	8
48	26	25	8	0	8
49	27	26	8	0	8
50	28	27	12	1.3333	10.7
51	29	28	12	0	12
52	30	29	12	0	12
53	31	30	12	0	12
54	32	31	12	0	12
55	33	32	16	1.3333	14.7
56	34	33	16	0	16
57	35	34	16	0	16
58	36	35	16	0	16
59	37	36	16	0	16
60	38	37	0		16
23 歳～60 歳積算			3,540		3,496

